

IPアドレス届出管理規則が制定される

中国情報産業部は「インターネットIPアドレス届出管理規則」を公布した。この規則は、2005年3月20日より正式に施行される。

この手続法の規定により、国はIPアドレスの割当て、使用に対して記録、管理を行う。情報産業部は、基盤的な電気通信事業者、公共的なインターネット関連団体および中国インターネットインフォメーションセンター（以下、「CNNIC」という。）のIPアドレスを記録し、監督、管理を行う。各省、自治区、直轄市の通信管理局は、その行政区域内のその他各級IPアドレス割当機関がするIPアドレス管理事務に対して監督、管理を行う。

CNNICが発表した「第十五次中国インターネット発展状況統計報告」によると、中国大陸部のIPv4アドレスはすべて合わせて59,945,728個にのぼる。CNNICは、アジア太平洋インターネットインフォメーションセンター（APNIC）により認定され、中国情報産業部が認可した中国国家インターネット登録機関として、中国国内の一定以上の規模や影響力を有するISP（インターネットサービスプロバイダ）を集め、IPアドレス割当連盟を組織した。現在、CNNIC割当連盟は129の会員が加入しており、IPアドレスの保有総数は12,902,400個である。

2005年2月23日『中国知識産権網』より

2004年の著名商標の認定は153件

2004年、国家工商行政管理総局商標局と商標審判委員会は、法律によりあわせて153件の著名商標を認定した。商標局の権威者によると、これらの著名商標、特に海外の著名商標の認定は、中国の投資環境の向上や外国企業の投資に対する安心感に対して大きな意義がある、としている。

著名商標認定に関する法律の変遷

WTOの枠内で求められる知的財産権保護に関する要求にこたえるため、中国政府は、2001年10月より「商標法」を改正し、2002年9月より「商標法実施条例」を公布、施行した。新「商標法」は著名商標認定の要件と基準に関して厳格な規定を定めた。これは中国において初めて法律の形式により著名商標

の保護が確認されたものであり、中国の立法上、大変な進歩である。

2002年10月、最高人民法院は、「商法民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を公布、施行し、著名商標の司法認定について明確な規定を設けた。

2003年4月11日、国家工商行政管理総局は、「著名商標の認定及び保護に関する規定」を公布し、新「商標法」やその「実施条例」の関連規定について、さらに具体化した。

2005年2月2日『新華網』より

国際商標登録が、昨年記録的な増加をみる

世界知的所有権機関(WIPO)が2005年2月15日に発表した統計によると、この機関が2004年に受理した国際商標登録出願は、29,459件で、2003年に比べて23.5%増加した。国際商標登録制度は、かつてないほど利用されている。

ドイツで去年国際登録出願された商標は5,393件、世界の18.3%を占め、12年間連続して首位である。その次は、フランス(3,503件、11.9%)、イタリア(2,499件、8.5%)、ベネルクス三国経済同盟(2,482件、8.4%)、スイス(2,133件、7.2%)と米国(1,734件、5.9%)となる。また、いくつかの国では、昨年提出された出願件数は、一昨年に比べて大幅に増加している。例えば、中国(115%増加)、オーストラリア(100.9%増加)、韓国(86.8%増加)、ブルガリア(82.5%増加)、日本(72.6%増加)などの国である。

2005年2月16日『中国知識産権網』より

2004年、中国で知的財産権に関する訴訟事件が5割近く激増する

中国最高人民法院の最新の司法統計によると、2004年、各種知的財産権に関する訴訟が増加傾向にあり、特に著作権、特許権、商標権がいずれも目立って増加している。

統計が示すところによると、2004年、民事司法において、全国の各級人民法院を合計すると、結審した知的財産権の第一審事件は8,832件、2003年と比べて46.82%増加している。著作権、特許権、商標権の三つに関しては、いずれも目立って増加傾向にあり、そのうち著作権事件の増加率が最も高く、2004年の第一審の受理は4,264件で、70.99%増加している。

各級人民法院は、訴訟において、権利侵害行為の訴訟前差止措置、訴訟前財産保全措置、訴訟前証拠保全等の暫定措置や、訴訟中の財産保全、先行執行等の訴訟措置を積極的かつ慎重に運用することにより、権利侵害行為を適時に停止せしめ、権利者の損害の発生を効果的に防止している。

刑事司法に関しては、2004年9月に最高人民法院が発布した知的財産権の司法保護の更なる強化に関する通知につづき、2004年12月21日、最高人民法院と最高人民検察院が共同して「知的財産権の侵害に係る刑事事件の取扱いにおける法律の具体的適用の若干の問題に関する解釈」を公布し、知的財産権の刑事的保護を一層強化した。

統計によると、2004年の全国各級人民法院で結審した知的財産権侵害罪事件は総計で385件で、653人に有罪判決が言い渡された。

さらに統計によると、全国各級人民法院では、模倣品、粗悪品の生産、販売に関する事件932件が結審し、1,961人に有罪判決が言い渡された。また、不法営業に関する事件では、1,434件が結審し、2,526人に有罪判決が言い渡された。これらの犯罪において、有罪判決が言い渡された人数は、2003年に比べ、それぞれ16.45%、16.94%増加しており、そのうちの相当部分が知的財産権侵害罪によるものである。

2005年2月15日『新華網』より

中国の商標登録出願件数が爆発的に増加

国家工商行政管理総局が公表したところによると、2004年の中国の商標登録出願件数は爆発的に増加しており、去年に比べ30.04%の増加、年間の出願件数はほぼ60万件、三年連続世界トップである。

国家工商行政管理総局商標局局長安青虎氏によると、中国の商標登録出願件数は目立って増加しており、2002年、2003年に30万件、40万件と次々に突破したのに続き、2004年は50万件を突破、さらには60万件にせまり、58.8万件に達した。2003年に比べると13.6万件増加し、30.04%の増加率で、2001年の世界貿易機関(WTO)加盟時と比べ2.17倍である。

また、2004年に商標局が審査した各種の商標に関する申請は計51.3万件、2003年に比べて3.1万件の増加、計26.7万件の登録商標が許可され、2003年に比べ2.4万件増加しており、その増加率は9.94%である。2004年の商標に関する各種申請の総件数は76.2万件、2003年に比べ16.3万件増加し、その増加率は27.16%である。中国における商標に関する各種申請および商標登録出願の総件数は、3年間連続世界第一位である。このほか、外国の出願人に

よる中国への商標登録出願件数も新しい大台まで増加して、2004年に初めて6万件を超え、2003年に比べ1.4万件増加し、その増加率は29.82%で、2001年世界貿易機関(WTO)加盟時に比べ、2万件近く増えている。

分析してみると、商標登録出願件数の急増は、中国経済の健全な発展と社会の商標に対する認識が日に日に向上していることを表している。中国の社会経済の持続可能な発展、知的財産権保護の強化や登録商標専用権を保護する活動を徹底的に展開したことの成果を反映しており、また、中国の投資環境、法律制度、市場に対する外国の商標権者の多大な信頼も反映している。

2005年2月5日『中国知識産権報』より

香港環球唱片公司勝訴、著作権が保護される

7曲のダウンロードで6万人民元の損害賠償

青島市中級人民法院は、最近、歌曲のダウンロードが著作権を侵害しているとして、香港環球唱片有限公司が青島捷訊科技発展有限公司を訴えた事件を結審し、青島捷訊科技発展有限公司に香港環球唱片有限公司に対して経済的損害6万人民元を賠償すべき旨の判決を下した。

判明しているところでは、2004年3月26日、香港環球唱片有限公司は、青島捷訊科技発展有限公司が、その管理、運営するインターネットサイトにおいて、李克勤の「一生不變」など7曲の歌曲ダウンロードサービスを公衆に向けて提供していることを知った。この7曲が香港環球唱片有限公司により製作され、発行されたCDレコード内の歌曲とまったく一致していたため、香港環球唱片有限公司は、青島捷訊科技発展有限公司が無断でインターネット上で公衆に送信し、自社の適法な権利利益を侵害したと主張した。青島捷訊科技発展有限公司側は、これらの歌曲は「青島信息网」が設けられているホストサーバーからではなく、ほかのIPアドレスから送信されたものであり、この件に関して責任はないと反論した。

人民法院は、審理において、香港環球唱片有限公司は、これらの録音製品について、インターネットにより公衆に送信することを他人に許諾し、報酬を受ける権利を有することを確認し、青島捷訊科技発展有限公司がこれらの歌曲が他のサーバーから送信されたという証拠を提出できないことから、この事案に関する楽曲は、すべて権利侵害とされる被告のサーバーから送信されたと認定し、この行為について相応の責任を負うべきとして、上述の判決を下した。

(中国知識産権報 陳嘉)

2005年2月24日『中国知識産権網』より